

京都安心すまいバンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する空き家を有効活用することにより、子育て世帯の市内への定住・移住を促進するとともに、適切な管理がされていない空き家の発生を抑制し、良好な住環境を確保することを目的として実施する京都安心すまいバンクに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 主に居住を目的として建築された、現に居住せず、若しくは使用していない又は近く居住若しくは使用しなくなる予定の本市の区域内に存する建築物（長屋建て住宅にあっては、これらの住戸。共同住宅及び重層長屋を除く。）及びその敷地で、個人が所有するものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 空き家等の購入又は賃借を希望する者（法人その他の団体を除く。）をいう。
- (4) 利用希望情報 空き家等の購入又は賃借の希望情報をいう。
- (5) 空き家バンク この要綱に基づき、空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けて登録した空き家等の物件情報を利用希望者に提供する仕組み及び利用希望者から申込みを受けて登録した利用希望情報を所有者等に提供する仕組みをいう。
- (6) 京都安心すまいバンク この要綱に基づき、空き家バンクを活用し、本市と本市が登録する各種専門家が一体となって空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等及び利用希望者を支援することにより、空き家等の活用・流通を促進する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンクに物件情報が登録された空き家等について、空き家バンク以外による取引を妨げるものではない。

(専門家の紹介)

第4条 市長は、空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等及び利用希望者から空き家等の利活用の相談を受けたときは、当該所有者等及び当該利用希望者の希望に応じ、本市が登録する専門家を紹介するものとする。

(物件情報の登録申込み等)

第5条 空き家バンクに物件情報を登録できる空き家等は、京都市空き家活用・流通支援専門家派遣制度による「空き家の活用等に関する所見書」が作成されたものそ

の他これに類するものとして市長が認めるものに限るものとする。

- 2 空き家バンクに空き家等の物件情報の登録を希望する所有者等は、物件情報登録申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 当該空き家等に係る建物及び土地の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し
 - (2) 物件情報登録カード(第2号様式)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、申込みのあった空き家等の物件情報を空き家バンクに登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは登録しないものとする。
 - (1) 申込みのあった物件が第2条第1号に規定する空き家等でないとき
 - (2) 申込みのあった空き家等が空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項又は京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例第16条第2項において準用する同法第22条第3項に基づく命令の対象となっているとき
 - (3) 申込みを行った者が第2条第2号に規定する所有者等でないとき
 - (4) 申込みを行った者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき
 - (5) その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めるとき
- 4 市長は、前項の空き家バンクへの登録が完了したとき又は登録しないことを決定したときは、物件情報登録完了通知書(第3号様式)又は物件情報登録却下通知書(第4号様式)により、申込みを行った者に通知するものとする。
- 5 第3項による空き家バンクへの登録の期間は、登録の日から起算して2年間とする。ただし、再登録することを妨げない。

(物件情報の登録内容の変更の届出)

第6条 前条第4項の登録の完了の通知を受けた者(以下「物件情報登録者」という。)は、登録された空き家等の物件情報に変更があったときは、物件情報登録内容変更届(第5号様式)により、市長に届け出なければならない。

(物件情報の登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空き家バンクへの空き家等の物件情報の登録を取り消すとともに、物件情報登録取消通知書(第6号様式)により、当該空き家等の物件情報登録者に通知するものとする。

- (1) 物件情報が登録された空き家等の売買又は賃貸借の契約が成立したとき
- (2) 第5条第5項に規定する登録の期間が経過したとき
- (3) 物件情報登録者から物件情報登録取消届(第7号様式)の提出があったとき
- (4) 登録内容に虚偽があったとき
- (5) 第5条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (6) 登録内容に変更があると認められる場合において、市長の指示に従わず、物件

情報登録内容変更届（第5号様式）が提出されないとき

(7) その他市長が空き家バンクに登録していることが適当でないとき

(利用希望情報の登録申込み等)

第8条 空き家バンクに利用希望情報の登録を希望する利用希望者は、利用希望情報登録申込書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 利用希望情報登録カード（第9号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を確認し、申込みを行った者自身が居住するための住宅として利用するために、空き家等の購入又は賃借を希望するものである場合は、申込みのあった利用希望情報を空き家バンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは利用希望情報を空き家バンクへ登録しないものとする。

(1) 申込みを行った者が暴力団員等と認められるとき

(2) 空き家等を暴力団員等又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途に使用することを目的としているとき

(3) その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないとき

4 市長は、前項の空き家バンクへの登録が完了したとき又は登録しないことを決定したときは、利用希望情報登録完了通知書（第10号様式）又は利用希望情報登録却下通知書（第11号様式）により、申込みを行った者に通知するものとする。

5 第2項による空き家バンクへの登録の期間は、登録の日から起算して2年間とする。ただし、再登録することを妨げない。

(利用希望情報の登録内容の変更の届出)

第9条 前条第4項の登録の完了の通知を受けた者（以下「利用希望情報登録者」という。）は、登録された利用希望情報に変更があったときは、利用希望情報登録内容変更届（第12号様式）により、市長に届け出なければならない。

(利用希望情報の登録の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空き家バンクへの利用希望情報の登録を取り消すとともに、利用希望情報登録取消通知書（第13号様式）により、当該利用希望情報の利用希望情報登録者に通知するものとする。

(1) 第8条第5項に規定する登録の期間が経過したとき

(2) 利用希望情報登録者から利用希望情報登録取消届（第14号様式）の提出があったとき

(3) 登録内容に虚偽があったとき

(4) 第8条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき

(5) その他市長が空き家バンクに登録していることが適当でないとき

(情報の公開)

第 11 条 市長は、空き家バンクに登録した空き家等の物件情報及び利用希望情報（個人情報並びに物件情報登録者及び利用希望情報登録者が希望しない事項を除く。）について、物件情報登録者及び利用希望情報登録者が希望する範囲内において、ホームページその他の適切な方法により公開するものとする。

(物件情報登録者への取引交渉の申出)

第 12 条 空き家バンクに登録された物件情報について、物件情報登録者と空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉を希望する利用希望情報登録者は、物件交渉申出書（第 15 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、その内容等を確認し、適当と認めるときは、当該空き家等の物件情報登録者に交渉の申出があった旨を通知するものとする。この場合において、当該物件情報登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

(利用希望情報登録者への取引交渉の申出)

第 13 条 空き家バンクに登録された利用希望情報について、利用希望情報登録者と空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉を希望する物件情報登録者は、利用希望交渉申出書（第 16 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、交渉を申し出ることのできる空き家等は、空き家バンクに登録されているものに限るものとする。

2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、その内容等を確認し、適当と認めるときは、当該利用希望情報の利用希望情報登録者に交渉の申出があった旨を通知するものとする。この場合において、当該利用希望情報登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

(交渉、契約等)

第 14 条 本市は、空き家バンクを通じて行われる物件情報登録者と利用希望情報登録者との間の空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉及び契約については、一切これに関与しない。

2 前項の交渉、契約に関する一切の疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 15 条 物件情報登録者及び利用希望情報登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 空き家バンクから知り得た個人情報（第 7 条及び第 10 条の規定により登録を取り消したときの個人情報を含む。以下同じ。）を他に漏らし、又は自己の利益若しくはこの要綱に定める目的以外の目的のために取得、収集、作成及び利用しな

いこと

- (2) 空き家バンクから知り得た個人情報を市長の承諾なく複写し、又は複製しないこと
- (3) 空き家バンクから知り得た個人情報をき損し、及び滅失することのないよう適正に管理すること
- (4) 空き家バンクから知り得た個人情報を保有する必要がなくなったときは、適切に廃棄すること

(免責)

第 16 条 空き家バンクへの空き家等の物件情報及び利用希望情報の登録その他の空き家バンクの利用並びに空き家バンクを通じて行われる物件情報登録者と利用希望情報登録者との間の空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉及び契約により損害（第三者への損害を含む。）が発生した場合であっても、その賠償について、本市は一切の責めを負わないものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局住宅室技術担当部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 21 日から施行する。

（宛先）京都市長

（申込者）住所 〒

氏名

電話

メールアドレス

物件情報登録申込書

京都安心すまいバンク実施要綱（以下「要綱」という。）に定める趣旨等を理解し、空き家バンクに空き家等の物件情報の登録を希望するため、要綱第5条第2項の規定により提出します。

1 物件情報の登録を希望する空き家等の所在地

京都市_____区_____

（京都市空き家活用・流通支援専門家派遣制度の利用時期：_____年_____月頃）

2 登録内容

別紙「物件情報登録カード」に記載のとおり

3 登録を申し込むに当たり、次の事項を誓約します。

- 提出書類の記載内容は事実と相違ないこと。
- 空き家バンクから知り得た個人情報の取扱いについて、要綱第15条を順守すること。
- 申込者は京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4 登録を申し込むに当たり、次の事項に同意します。

- 市長が、物件情報登録カードの情報の、京都市空き家活用・流通支援専門家派遣実施時の写真や所見書、登記事項証明書等により必要と認める加筆・修正等を加えたうえで登録する場合があること。
- 市長が、登録した物件情報のうち、所有者等が特定されるものを除き、申込者の希望する範囲内において公開すること。
- 市長が、登録要件を満たしているかを確認するために必要な事項を調査し、及び関係機関へ照会を行うこと。
- 誓約事項に反する事実が判明したときは、市長は登録を取り消すこと。
- 空き家バンクを通じて行われる物件情報登録者と利用希望情報登録者との間の空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉及び契約には、京都市は一切関与しないこと。また、これらに関する疑義、紛争等については、当事者間で解決すること。
- 空き家等の物件情報の登録その他の空き家バンクの利用並びに空き家バンクを通じて行われる物件情報登録者と利用希望情報登録者との間の空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉及び契約により損害（第三者への損害を含む。）が発生した場合であっても、その賠償について、京都市は一切の責めを負わないこと。

5 添付書類

- 物件情報の登録を希望する空き家等の建物及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
 - 物件情報登録カード（第2号様式）
 - 申込者の本人確認書類（免許証など写真付きの身分証明書等）の写し
- ※ 上記の書類のほかに、市長が必要と認める書類の提出を求めています。

物件情報登録カード

※太枠内は公開対象の項目です。

空 き 家 等 に 関 す る 項 目	所在地【必須】	京都市 _____ 区 (公開する所在地情報) ※どちらかを選択してください。 <input type="checkbox"/> 地番まで全て公開希望 <input type="checkbox"/> 町・字・丁目名まで公開希望 (地番の公開は希望しない)
	建築年	<input type="checkbox"/> _____ 年 <input type="checkbox"/> 不明
	構造【必須】	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> ブロック造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC (鉄筋コンクリート) <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> ALC造 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
	階層	<input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て <input type="checkbox"/> その他 (_____)
	延床面積	_____ m ² (1階: _____ m ² 、2階: _____ m ² 、3階: _____ m ²)
	間取り【必須】	(例: 5DK、3LDK、4K など)
	交通機関【必須】 (少なくとも1つは回答必須)	<input type="checkbox"/> 鉄道1 (_____ 線 _____ 駅まで _____ m (徒歩 _____ 分)) <input type="checkbox"/> 鉄道2 (_____ 線 _____ 駅まで _____ m (徒歩 _____ 分)) <input type="checkbox"/> バス (_____ バス _____ 停留所まで _____ m (徒歩 _____ 分)) <input type="checkbox"/> 車 (_____ まで _____ km (車で _____ 分))
	リフォーム、リノベーション	実施時期: _____ 年 _____ 月 実施内容: _____
	駐車場	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	備考 ※インフラ、設備(電気、上下水道、ガス、風呂、キッチン、トイレ等)、周辺環境・主要施設等	_____
	土地権利	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 旧法借地権 <input type="checkbox"/> 普通借地権 <input type="checkbox"/> 定期借地権
	土地面積	_____ m ²
	地目	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

売 却 の 場 合 の 用 途 地 域 の み 記 入	都市計画	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外
	用途地域	<input type="checkbox"/> 第 _____ 種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第 _____ 種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第 _____ 種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 指定なし
	建蔽率・容積率	建蔽率 _____ %、容積率 _____ %
	私道負担	<input type="checkbox"/> 私道負担なし <input type="checkbox"/> 私道負担あり (面積 _____ m ²)
	セットバック	<input type="checkbox"/> セットバックなし <input type="checkbox"/> セットバックあり (面積 _____ m ²)
	接道状況	<input type="checkbox"/> 接道なし <input type="checkbox"/> 一方道路 <input type="checkbox"/> 二方道路 <input type="checkbox"/> 三方道路 <input type="checkbox"/> 四方道路
	添付書類	<input type="checkbox"/> 写真(外観、室内等) <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 間取り図 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
	契約形態及び金額【必須】	<input type="checkbox"/> 売却 (<input type="checkbox"/> _____ 万円 <input type="checkbox"/> 応相談) <input type="checkbox"/> 賃貸 (<input type="checkbox"/> 月額 _____ 万円 <input type="checkbox"/> 応相談) その他の費用(内容及び金額): _____
	引渡し時期【必須】	<input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 応相談 <input type="checkbox"/> 時期指定 (_____ 年 _____ 月)
	現況【必須】	<input type="checkbox"/> 居住中 <input type="checkbox"/> 使用中 (_____) <input type="checkbox"/> 居住・使用していない

マ ッ チ ン グ に 関 す る 項 目	利用希望者へのコメント (アピールポイント等)	_____
	登録情報の公開範囲の希望【必須】	<input type="checkbox"/> 京都市のホームページ及び全国版空き家バンクのホームページに掲載 <input type="checkbox"/> 京都市が登録する不動産等の専門家に限定して情報提供 <input type="checkbox"/> 非公開

※該当する□にレ印を記入してください。

※記載漏れ、記載不備等により瑕疵担保責任等が生じた場合、京都市は一切の責任を負いません。

第 号
年 月 日

様

京都市長

物件情報登録完了通知書

年 月 日付けで申込みのあった空き家バンクへの空き家等の物件情報の登録について、次のとおり登録が完了しましたので、京都安心すまいバンク実施要綱第5条第4項の規定により通知します。

登録番号	物件第 ー 号
空き家等の所在地	京都市 区
登録日	年 月 日
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	<ul style="list-style-type: none">・登録された物件情報に変更があったときは、物件情報登録内容変更届（第5号様式）により届け出ること。・物件情報が登録された空き家等の売買又は賃貸借の契約が成立したときその他登録を取り消すときは、物件情報登録取消届（第7号様式）により届け出ること。

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長

物件情報登録却下通知書

年 月 日付で申込みのあった空き家バンクへの空き家等の物件情報の登録について、次のとおり登録しないことを決定しましたので、京都安心すまいバンク実施要綱第5条第4項の規定により通知します。

空き家等の 所在地	京都市 区
理由	

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

（届出者）
氏名

物件情報登録内容変更届

空き家バンクに登録された空き家等の物件情報に変更があったため、京都安心すま
いバンク実施要綱第6条の規定により届け出ます。

登録番号	物件第 ー 号	
変更内容	変更前	
	変更後	

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長

物件情報登録取消通知書

次の空き家等の物件情報について、空き家バンクへの登録を取り消しましたので、
京都安心すまいバンク実施要綱第7条の規定により通知します。

登録番号	物件第 ー 号
取消理由	

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

（届出者）
氏名

物件情報登録取消届

空き家バンクに登録された空き家等の物件情報の登録を取り消したいので、京都安心すまいバンク実施要綱第7条第3号の規定により届け出ます。

登録番号	物件第 ー 号
取消理由	

（宛先）京都市長

（申込者）住所 〒

氏名

電話

メールアドレス

利用希望情報登録申込書

京都安心すまいバンク実施要綱（以下「要綱」という。）に定める趣旨等を理解し、空き家バンクに利用希望情報の登録を希望するため、要綱第8条第1項の規定により提出します。

1 登録内容

別紙「利用希望情報登録カード」に記載のとおり

2 登録を申し込むに当たり、次の事項を誓約します。

- ・ 申込者自身が居住するための住宅として利用するために、空き家等の購入又は賃貸を希望するものであること。
- ・ 提出書類の記載内容は事実と相違ないこと。
- ・ 空き家バンクから知り得た個人情報の取扱いについて、要綱第15条を順守すること。
- ・ 申込者は京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ・ 空き家等を暴力団員等又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途に使用することを目的としていないこと。

3 登録を申し込むに当たり、次の事項に同意します。

- ・ 市長が、登録した利用希望情報のうち、利用希望者が特定されるものを除き、申込者の希望する範囲内において公開すること。
- ・ 市長が、登録要件を満たしているかを確認するために必要な事項を調査し、及び関係機関へ照会を行うこと。
- ・ 誓約事項に反する事実が判明したときは、市長は登録を取り消すこと。
- ・ 空き家バンクを通じて行われる物件情報登録者と利用希望情報登録者との間の空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉及び契約には、京都市は一切関与しないこと。また、これらに関する疑義、紛争等については、当事者間で解決すること。
- ・ 利用希望情報の登録その他の空き家バンクの利用並びに空き家バンクを通じて行われる物件情報登録者と利用希望情報登録者との間の空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉及び契約により損害（第三者への損害を含む。）が発生した場合であっても、その賠償について、京都市は一切の責めを負わないこと。

4 添付書類

- ・ 利用希望情報登録カード（第9号様式）
 - ・ 申込者の本人確認書類（免許証など写真付きの身分証明書等）の写し
- ※ 上記の書類のほかに、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

利用希望情報登録カード

※太枠内は公開対象の項目です。

利 用 希 望 情 報	空き家利用者の 世帯人数	____人 ※右欄の内訳も記入してください	(年代別内訳) ~18歳 ____人 40歳代 ____人 ~29歳 ____人 50歳代 ____人 30歳代 ____人 60歳以上 ____人
	希望契約内容	<input type="checkbox"/> 購入（希望価格：□ ____万円 □ 応相談） <input type="checkbox"/> 賃借（希望賃借料：□ 月額 ____万円 □ 応相談）	
	希望地域	<input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> 特定の行政区を希望（複数選択可） (<input type="checkbox"/> 北区 <input type="checkbox"/> 上京区 <input type="checkbox"/> 左京区 <input type="checkbox"/> 中京区 <input type="checkbox"/> 東山区 <input type="checkbox"/> 山科区 <input type="checkbox"/> 下京区 <input type="checkbox"/> 南区 <input type="checkbox"/> 右京区 <input type="checkbox"/> 西京区 <input type="checkbox"/> 伏見区)	
	希望条件 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 建物の広さ、間取り（具体的に： _____） <input type="checkbox"/> 土地の広さ（具体的に： _____） <input type="checkbox"/> 建築時期（具体的に： _____） <input type="checkbox"/> 京町家 (賃借の場合) <input type="checkbox"/> リフォーム、リノベーション、DIYができる <input type="checkbox"/> 原状復旧が不要 <input type="checkbox"/> 敷金・礼金がない	
コメント等	(空き家所有者へのコメント等があれば記入してください)		
登録情報の 公開範囲の希望	<input type="checkbox"/> 京都市のホームページに掲載 <input type="checkbox"/> 京都市が登録する不動産等の専門家に限定して情報提供 <input type="checkbox"/> 非公開		

※該当する□にレ印を記入してください。

第 号
年 月 日

様

京都市長

利用希望情報登録完了通知書

年 月 日付けで申込みのあった空き家バンクへの利用希望情報の登録について、次のとおり登録が完了しましたので、京都安心すまいバンク実施要綱第 8 条第 4 項の規定により通知します。

登録番号	利用希望第 一 号
登録日	年 月 日
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	<ul style="list-style-type: none">・登録された利用希望情報に変更があったときは、利用希望情報登録内容変更届（第 12 号様式）により届け出ること。・利用希望情報登録者が物件の売買又は賃貸借の契約を締結したときなどで利用希望情報の登録が不要になったときその他登録を取り消すときは、利用希望情報登録取消届（第 14 号様式）により届け出ること。

第 11 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長

利用希望情報登録却下通知書

年 月 日付けで申込みのあった空き家バンクへの利用希望情報の登録について、次の理由により登録しないことを決定しましたので、京都安心すまいバンク実施要綱第 8 条第 4 項の規定により通知します。

理由

年 月 日

（宛先）京都市長

（届出者）
氏名

利用希望者情報登録内容変更届

空き家バンクに登録された利用希望情報に変更があったため、京都安心すまいバンク実施要綱第9条の規定により届け出ます。

登録番号	利用希望第 ー 号	
変更内容	変更前	
	変更後	

第 号
年 月 日

様

京都市長

利用希望情報登録取消通知書

次の利用希望情報について、空き家バンクへの登録を取り消しましたので、京都安心すまいバンク実施要綱第 10 条の規定により通知します。

登録番号	利用希望第 ー 号
取消理由	

第 14 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

（届出者）
氏名

利用希望情報登録取消届

空き家バンクに登録された利用希望情報の登録を取り消したいので、京都安心すま
いバンク実施要綱第 10 条第 2 号の規定により届け出ます。

登録番号	利用希望第 ー 号
取消理由	

（宛先）京都市長

（申出者）
氏名

物件交渉申出書

空き家バンクに登録されている空き家等の物件情報について、物件情報登録者との交渉を希望するため、京都安心すまいバンク実施要綱（以下「要綱」という。）第 12 条第 1 項の規定により提出します。

申出者の利用希望情報の登録番号	利用希望第 ー 号
交渉を希望する物件情報の登録番号	物件第 ー 号
誓約・同意事項	<input type="checkbox"/> 空き家バンクに登録されている申出者の利用希望情報は、現状と相違ありません。 <input type="checkbox"/> 申出者の氏名、住所、連絡先のほか、空き家バンクに登録されている申出者の利用希望情報について、交渉を希望する物件情報の登録者に情報提供することに同意します。
交渉窓口	<input type="checkbox"/> 申出者 （電話番号： ） <input type="checkbox"/> 媒介等を依頼している不動産事業者等 （所在地： 名 称： 担当者： 電話番号： ） <input type="checkbox"/> その他 （所在地： 名 称： 担当者： 電話番号： ）

※該当する□にレ印を記入してください。

（宛先）京都市長

（申出者）
氏名

利用希望交渉申出書

空き家バンクに登録されている利用希望情報について、利用希望情報登録者との交渉を希望するため、京都安心すまいバンク実施要綱（以下「要綱」という。）第 13 条第 1 項の規定により提出します。

申出者が登録する 物件情報の登録番号	物件第 ー 号
交渉を希望する 利用希望情報の登録番号	利用希望第 ー 号
誓約・同意事項	<input type="checkbox"/> 空き家バンクに登録されている空き家等の物件情報は、現状と相違ありません。 <input type="checkbox"/> 申出者の氏名、住所、連絡先のほか、空き家バンクに登録されている空き家等の物件情報について、交渉を希望する利用希望情報の登録者に情報提供することに同意します。
交渉窓口	<input type="checkbox"/> 申出者 （電話番号： ） <input type="checkbox"/> 媒介等を依頼している不動産事業者等 （所在地： 名 称： 担当者： 電話番号： ） <input type="checkbox"/> その他 （所在地： 名 称： 担当者： 電話番号： ）

※該当する□にレ印を記入してください。